

# 令和 8 年度稲敷市水質検査計画

## 1. 基本方針

稲敷市上下水道課では、水道水の高い安全性を確保するために、以下の方針により水質検査計画を定めます。

- (1) 採水地点は、各配水系の給水栓、浄水場の原水及び配水池とします。
- (2) 検査項目は、水道法で義務付けされている水質基準検査項目とします。
- (3) 検査頻度は、水道法に基づきます。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水区域

稲敷市全域（西代地区の一部を除く。）

### (2) 浄配水施設概要

浄配水場名	原水の種類	浄水処理方法
江戸崎浄水場	地下水+県水受水	前塩素注入、急速ろ過
高田増圧ポンプ場	中継ポンプ場	—
西部増圧ポンプ場	中継ポンプ場	—
新利根配水場	県水受水	—
根本浄水場	地下水+県水受水	前塩素注入、急速ろ過
桜川配水場	県水受水	—
東浄水場	地下水+県水受水	—
新川増圧ポンプ場	中継ポンプ場	—
橋向増圧ポンプ場	中継ポンプ場	—

※ 県水とは、茨城県企業局の県南広域水道用水供給事業から受水している浄水をいう。

### (3) 配水系概要

#### ア 江戸崎配水系

江戸崎浄水場は、地下水を原水として浄水処理した浄水と、茨城県企業局から受水した浄水を、ポンプ圧送により、西部増圧ポンプ場・高田増圧ポンプ場を経由し、江戸崎地区に配水しています。

イ 新利根配水系

新利根配水場は、茨城県企業局から浄水を受け、ポンプ圧送により、新利根地区に配水しています。

ウ 根本配水系

根本浄水場は、地下水を原水として浄水処理した浄水と、新利根配水場から受水した浄水を、ポンプ圧送により、根本地区・柴崎地区の一部に配水しています。

エ 桜川配水系

桜川配水場は、茨城県企業局から浄水を受け、ポンプ圧送により、桜川地区に配水しています。

オ 東配水系

東浄水場は、地下水と茨城県企業局から受水した浄水を、ポンプ圧送により、新川増圧ポンプ場・橋向増圧ポンプ場を経由し、東地区に配水しています。

### 3. 水道の原水及び水道水の現状

浄水場では、原水の検査結果を踏まえて適正な浄水処理を徹底して行います。水道水は、これまでの検査結果から、水質基準を十分満たした安全で良質な水です。

### 4. 水質検査地点

(1) 給水栓関係（定期水質検査）

配水系ごとに検査地点を設け、9箇所において検査を行います。

(2) 水源

水源の水質は、安全で良質な水道水を供給するための浄水処理に影響を与えるため、水源（地下水）の原水を検査します。

水質検査採水地点

区 分	採 水 地 点
浄 水 (9 箇所)	江戸崎浄水場 高田地内 大宿地内 根本4区共同利用施設 下根本地内 甘田公民館 浮島和田公園 本新公民館 佐原組新田地内
原 水 (4 箇所)	新山1号井 佐倉2号井 根本1号井 東2号井

### 5. 水質検査項目及び検査頻度

水質検査計画において実施する基準の検査項目、各項目の検査頻度及び頻度設定の理由は次の表に示すとおりです。(水質基準に関する省令の一部改正 令和8年4月1日施行)

番号	水質基準項目	区分	基本検査頻度	基準値	省略可否	実施検査頻度	検査回数設定理由
基 1	一般細菌	病原微生物	1回/月	100 個 / ml 以	×	1回/月	省略不可項目
基 2	大腸菌		1回/月	不検出	×	1回/月	省略不可項目
基 3	カドミウム及びその化合物	重金 属	年 4 回	0.003 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 4	水銀及びその化合物		年 4 回	0.0005 mg / l 以	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 5	セレン及びその化合物		年 4 回	0.01 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 6	鉛及びその化合物		年 4 回	0.01 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 7	ヒ素及びその化合物		年 4 回	0.01 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 8	六価クロム化合物		年 4 回	0.02 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 9	亜硝酸態窒素	無機 物	年 4 回	0.04 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン		年 4 回	0.01 mg/l以下	×	年 4 回	省略不可項目
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		年 4 回	10 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 12	フッ素及びその化合物		年 4 回	0.8 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/5 以下のため
基 13	ホウ素及びその化合物		年 4 回	1.0 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 14	四塩化炭素		有機 物	年 4 回	0.002mg/l以下	○	年 1 回
基 15	1,4-ジオキサン	年 4 回		0.05 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年 4 回		0.04 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 17	ジクロロメタン	年 4 回		0.02 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 18	テトラクロロエチレン	年 4 回		0.01 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 19	トリクロロエチレン	年 4 回		0.01 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 20	ペルフルオロ（オクタンー1-スルホン酸）（別名 P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（別名 P F O A）	年 4 回		0.00005 mg/l以下	○	年 4 回	
基 21	ベンゼン	年 4 回	0.01 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため	
基 22	塩素酸	消毒 副生 物	年 4 回	0.6 mg/l以下	×	年 4 回	省略不可項目
基 23	クロロ酢酸		年 4 回	0.02 mg/l以下	×	年 4 回	省略不可項目
基 24	クロロホルム		年 4 回	0.06 mg/l以下	×	年 4 回	省略不可項目
基 25	ジクロロ酢酸		年 4 回	0.03 mg/l以下	×	年 4 回	省略不可項目
基 26	ジブromクロロメタン		年 4 回	0.1 mg/l以下	×	年 4 回	省略不可項目
基 27	臭素酸		年 4 回	0.01 mg/l以下	×	年 4 回	省略不可項目
基 28	総トリハロメタン		年 4 回	0.1 mg/l以下	×	年 4 回	省略不可項目
基 29	トリクロロ酢酸		年 4 回	0.03 mg/l以下	×	年 4 回	省略不可項目
基 30	ブromジクロロメタン		年 4 回	0.03 mg/l以下	×	年 4 回	省略不可項目
基 31	ブromホルム		年 4 回	0.09 mg/l以下	×	年 4 回	省略不可項目

基 32	ホルムアルデヒド		年 4 回	0.08 mg/l以下	×	年 4 回	省略不可項目
基 33	亜鉛及びその化合物	着色	年 4 回	1.0 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 34	アルミニウム及びその化合物		年 4 回	0.2 mg/l以下	○	年 4 回	
基 35	鉄及びその化合物		年 4 回	0.3 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 36	銅及びその化合物		年 4 回	1.0 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 37	ナトリウム及びその化合物	味	年 4 回	200 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/5 以下のため
基 38	マンガン及びその化合物	着色	年 4 回	0.05 mg/l以下	○	年 4 回	
基 39	塩化物イオン	味	1 回/月	200 mg/l以下	×	1 回/月	省略不可項目
基 40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		年 4 回	300 mg/l以下	○	年 4 回	
基 41	蒸発残留物		年 4 回	500 mg/l以下	○	年 4 回	
基 42	陰イオン界面活性剤	発泡	年 4 回	0.2 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 43	ジェオスミン	かび 臭	原因藻類 発生 時、月 に	0.00001 mg / l 以下	○	年 4 回	原因藻類発生時期に確認
基 44	2-メチルイソボルネオール		1 回以上	0.00001 mg / l 以下	○	年 4 回	原因藻類発生時期に確認
基 45	非イオン界面活性剤	発泡	年 4 回	0.02 mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 46	フェノール類	臭気	年 4 回	0.005mg/l以下	○	年 1 回	過去 3 年基準値の 1/10 以下のため
基 47	有機物 (全有機炭素(TOC)の 量)	味	1 回/月	3 mg/l以下	×	1 回/月	省略不可項目
基 48	pH 値	基礎 的性 状	1 回/月	5.8~8.6	×	1 回/月	省略不可項目
基 49	味		1 回/月	異常でない	×	1 回/月	省略不可項目
基 50	臭気		1 回/月	異常でない	×	1 回/月	省略不可項目
基 51	色度		1 回/月	5 度以下	×	1 回/月	省略不可項目
基 52	濁度		1 回/月	2 度以下	×	1 回/月	省略不可項目
毎 1	色		1 回/日	異常でない	×	1 回/日	省略不可項目
毎 2	濁り		1 回/日	異常でない	×	1 回/日	省略不可項目
毎 3	消毒の残留効果		1 回/日	0.1 mg/l以下	×	1 回/日	省略不可項目
	原水について					年 1 回	全項目

※ 省略不可項目以外については、過去 3 年間の検査結果が基準値の 5 分の 1 以下であるときは、概ね 1 年に 1 回以上、基準値の 10 分の 1 以下であるときは、概ね 3 年に 1 回以上とすることが可能

## 6. 検査実施日

令和 8 年 4 月 20 日 (月)  
 令和 8 年 5 月 25 日 (月)  
 令和 8 年 6 月 15 日 (月)  
 令和 8 年 7 月 21 日 (火)  
 令和 8 年 8 月 24 日 (月)  
 令和 8 年 9 月 14 日 (月)

令和 8 年 10 月 19 日 (月)  
 令和 8 年 11 月 24 日 (火)  
 令和 8 年 12 月 14 日 (月)  
 令和 9 年 1 月 18 日 (月)  
 令和 9 年 2 月 15 日 (月)  
 令和 9 年 3 月 15 日 (月)

## 7. 検体採水場所別計画表（箇所数）

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
浄水全項目			9										9
原水全項目							4						4
省略不可能項目	9	9		9	9	9	9	9	9	9	9	9	99
消毒副生成物						9			9			9	27
臭気原因物質	8	8										8	24
鉛及びその化合物													
ヒ素及びその化合物						1			1			1	3
六価クロム化合物													
亜硝酸態窒素													
フッ素及びその化合物													
PFOS、PFOA						9			9			9	27
塩素酸													
亜鉛及びその化合物													
アルミニウム及びその化合物						7			7			7	21
鉄及びその化合物						2			2			2	6
銅及びその化合物													
ナトリウム及びその化合物													
マンガン及びその化合物						1			1			1	3
カルシウム、マグネシウム等(硬度)						9			9			9	27
蒸発残留物						9			9			9	27
非イオン界面活性剤													
嫌気性芽胞菌							4						4
クリプトスポリジウム指標菌													
計	17	17	9	9	9	56	17	9	56	9	9	64	281
(アンモニア態窒素)							4						4

※ ①臭気原因物質（4月・5月・3月）は江戸崎浄水場を除く8箇所

②ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物は、6月の全項目検査のほか（9月・12月・3月）は下根本地内のみの1箇所

③鉄及びその化合物は6月の全項目検査のほか（9月・12月・3月）は下根本地内及び江戸崎地内の2箇所

④アルミニウム及びその化合物（9月・12月・3月）は、江戸崎浄水場・下根本地内を除く7箇所

## 8. 臨時及び緊急時の水質検査について

次のような事態が発生した場合、臨時及び緊急時の水質検査を実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。水源に異常があったとき。
- (2) 水源付近給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (3) 浄水処理過程に異常があったとき。
- (4) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (5) その他、特に必要があると認められたとき。

## 9. 水質検査計画及び検査結果の公表について

水質検査計画及び検査結果の公表については稲敷市のホームページや上下水道課で閲覧することが出来ます。

## 10. 水質検査の精度と信頼性の確保

稲敷市では水質検査を茨城県企業局水質管理センター（茨城県土浦市大岩田 2972）に委託して、検査結果の精度管理を高めることにより、水質の安定と信頼性を確保しています。

## 11. 関係者との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあった時は、国土交通省及び環境省並びに厚生労働省や茨城県、茨城県企業局など関係機関と情報交換するとともに連携して迅速に対策を講じます。

稲敷市土木管理部上下水道課 〒300-0500 稲敷市荒沼9-2 電話 029-892-2000
--